

第93回OKI定期株主総会への質問状

1. 障がい者解雇について

解雇された障がい者の方の職場（社会システム事業本部 交通・防災システム事業部 エンジニアリング部）は、消防救急デジタル無線の入札で談合した部署であり、まさに不正を繰り返していた職場で起きた解雇事件です。

コンプライアンスには法律や条令だけではなく、企業倫理、社会的規範など幅広いルールの遵守が含まれていることは常識です。

会社は、罰則を伴う公正取引委員会による「独占禁止法違反（不当な取引制限）」には対応するが、罰則を伴わない東京労働局の「助言・指導」には従わないという社会良識に反する行為を行なっています。

法律を犯さなければ何をやってもいいという体質であり、会社対応に問題があるのではないか。

今回の解雇は、障がい者雇用にも力を入れる優しい企業を標榜するOKIにとってあるまじき行為であり、早急な解決が求められていると思いますが見解を求めます。

2. 消防救急デジタル無線入札の談合問題について

OKIのコンプライアンス宣言には「コンプライアンスに反するような事態が発生したときには、速やかな原因究明と再発防止に取り組み、責任を明確にいたします」とあります。

談合にかかわった関係者と責任者、処分の有無・内容を明らかにしてください。又、入札停止による今年度の影響はないのかお聞かせください。

3. コンプライアンス委員会の機能について

障がい者解雇問題において、数回にわたりコンプライアンス委員会に「通報」をしましたが、引き延ばされたうえ、回答は人事部からするという事が行われました。これではコンプライアンス委員会の独立性はないがしろにされ、機能不全と言わざるを得ませんし「通報」する意味がなくなります。

なぜこのような事態になっているのか、納得いく説明をお願いします。

又、昨年一年間でコンプライアンス委員会に「通報」があった件数と内容をお知らせください。

4. コンプライアンス経営と社風改革について

企業の不正発覚が続く近年、企業には高い良識が求められるようになり、「コンプライアンス」の重要性がますます高まっています。

違法行為は行政処分を受けるのは当然だが、社会的な信用を失い、東芝の不正会計問題の例をあげるまでもなく事業の継続が不能となることも珍しくありません。企業にとっては重要な経営課題となっています。

OKIにおいても2000年の湯布院防災無線入札談合事件、2012年にスペイン子会社の不正会計事件、2014年の消防救急デジタル無線入札談合事件とコンプライアンス経営に反する不正が相次いでいます。

社長自ら「不正で稼いだ利益はいらない」と宣言しているにもかかわらず、なぜ不正が起きたのか。

スペイン子会社の不正会計事件から「言う、言える、聞く」をスローガンに社風改革の推進を進めてきたが、改善されているとは思えない。
不正が再発する要因と今後の対策をどのようにしていくのか見解を求めます。

5. 特別損益問題について

中国ATM事業で売掛債権の滞留関連損失127億円、消防救急デジタル無線談合で課徴金額2億4,381万円、独占禁止法関連損失25億円など巨額の損失を出しました。

職場で従業員が汗水流して、日々利益の創出に頑張っているも水の泡であり、更に構造改革や固定費の削減など従業員に押し付けることがあっては従業員のモチベーションの低下を招くばかりです。

これらは経営責任そのものが問われる問題です。会長・社長ならびに対象期間における関係役員につき、月額報酬の30%から10%を3か月から2か月間減額するとしていますが、再発防止策の徹底とさらなるコンプライアンスの強化に向けて具体的にどのような対策を考えているのかお聞かせください。

6. 静止立ち作業問題について

製造現場での静止立ち作業による健康障害は続いています。

前回の株主総会での回答では、「腰痛防止のガイドラインに沿って業務内容、作業環境と併せてクッション性あるマットの導入や作業間に休憩をとるようにしている。椅子を完備して休憩場の設置をしている」との事でしたが、腰痛予防対策指針（基発0618第2号）の部分的対策になっています。

特に「立ち作業を行う場合には、おおむね1時間につき、1、2回程度小休止・休憩を取らせ、下肢の屈伸運動やマッサージ等を行わせることが望ましい」とありますが実施されていません。早急に実施すべきと考えますが見解を求めます。

7. 労働時間管理について

厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについて」（基発0120第3号）が出されています。このガイドラインに沿ってすべて対応がとられているのか見解を求めます。

又、関連会社は労働時間のカウントが、1分単位ではなく15分単位になっているところが見受けられるが是正されたのかお聞かせください。

2017年6月16日

株主番号 052087682

埼玉県児玉郡上里町勅使河原467-12

相原 幸雄